

**「業務及び財産の状況に関する説明書類の公表に関する規則」の制定に関する
パブリックコメントの結果について**

平成 29 年 5 月 16 日
日本証券業協会

本協会では、「業務及び財産の状況に関する説明書類の公表に関する規則」(案)について、平成 29 年 3 月 15 日から平成 29 年 4 月 13 日までの間、パブリックコメントの募集を行いました。

この間に寄せられた意見・質問 (13 件、12 者) 及びそれらに対する考え方は、以下のとおりです。

項番	意見・質問	考え方
1. 全般		
1	<p>昨今、必ずしも取引営業店が近隣にない場合や、投資者が営業時間内に営業店を訪問できない場合もあり、投資者が説明書類を閲覧することが困難になっているなど、実効性確保の観点から問題が認められるということだが、現状、店頭に備え付けていることで問題になったことは一度もない。</p> <p>また、お客様の資産は分別管理にて徹底されているので、販社が倒産などしてもお客様の資産は守られているはずなのに、今回のレセプト債にこじつけてディスクロの問題を取り上げるのは納得のいかないところである。</p> <p>ただ、個人的に反対しても、大方が賛成とあれば従わざるを得ないのだろうが、財務状況は仕方ないとしても、株主構成まで出すことには賛成できない。</p> <p>銀行等においても株主構成までは出していないところもあるし、株主を出すことによってお客様のリスクにどう関係があるのか理解できない。</p>	<p>業務及び財産の状況に関する説明書類 (以下「ディスクロージャー誌」という。) は、金融商品取引法に基づき、金融商品取引業者の概況、組織、業務内容、経営内容、財務状況といったさまざまな情報を掲載したものであり、幅広く公開することによって企業の透明性を高め、投資者・消費者からの信頼を維持・向上することを目的としているものです。</p> <p>このため、既存顧客に限らず、これから証券会社と取引を始めることを検討している者なども含め、常時・容易に閲覧できるよう、広く一般に対して公開することを求めているものです。</p> <p>また、現在でも上記法令に基づき、全ての営業所もしくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供するか、インターネットの利用により公表するかが求められています。</p> <p>今回の規則の制定によるインターネット公表は、レセプト債事案が検討のきっかけとなったものではありませんが、レセプト債事案への対応に限らず、協会員のディスクロージャー誌をインターネットにより幅広く公開することで、より一層、企業の透明性を高め、投資者・消費者からの信頼を維持・向上することを目指したものです。</p> <p>また、現在、他の金融業界でもディスクロージャー誌のインターネット公表は進んできており、証券界においてもインターネット公表を進めることが望ましいと考えます。</p> <p>上位 10 位以内の株主の状況については、会社の実態を把握するうえで重要な情報であることから、金融商品取引法でディスクロージャー誌への記載が義務付けられている事項でありますので、掲載しないことは適当ではないと考えます。一方で、地方の小規模証券会社においては、実質的に会社経営に関与していない者が上位 10 位以</p>
2	<p>当該業務及び財産の状況に関する説明書類の公表については、罰則を伴う金融商品取引法第 46 条の 4 において明定され、広域営業、ネット取引、対面営業等各社の規模特性等をも背景に、インターネット、営業店等における紙媒体での公衆縦覧を行っているものと理解しているが、例えば、地域限定による対面営業を主とした取引を行っている法人に対してもインターネットにおける業容等の公表を求める趣旨を明示願いたい。</p>	
3	<p>① インターネットを利用して公表する事の必然性について</p> <p>今回のインターネットを利用した公表は、</p>	

項番	意見・質問	考え方
	<p>対面取引証券会社における情報開示が主眼に置かれていると推測される。しかし、対面取引では、営業員の直接訪問などが行われているので、店頭での閲覧が困難な顧客が業務及び財産の状況に関する説明書類（以下「説明書類」という。）を閲覧したいと希望する場合、各社の判断で営業員を通してその情報を知らせるなどすればよく、インターネットによる公表を義務付ける必要はないと考える。</p> <p>② インターネットで公表する上での問題点 インターネット上で説明書類を公表する事により、当該証券会社の既存顧客や口座を開設しようとする者以外の第三者が閲覧する事が考えられる。むしろ多くの場合が第三者の閲覧なのではないか。時に雑誌などの記者が閲覧して、「証券会社ランキング」などの記事を作成するなど、本来の開示の主旨を逸脱した利用も考えられる。</p> <p>③ インターネットで公表する上での情報内容について インターネットで情報開示するに当たり、現在の説明書類と同等の情報を開示する必要はない。①でも記したように、対面取引の場合、実際の取引となれば、来店及び営業員との接触は必ずある。その過程の中で情報は得られる。 インターネットの情報開示は行うにしても必要最低限(損益計算書及び貸借対照表の財務諸表)のものにとどめ、それ以上の情報は店頭及び営業員から入手するという事にすれば良いと考える。</p> <p>④ 金融機関としての責任と企業経営において担保されるべきもののバランス 金融機関は金融インフラの一端を担うものとして責任は重い。よって経営の健全性を保ち、それを第三者からチェックを受ける必要がある。 それゆえ、我々は日本証券業協会、金融庁などから定期的な検査も受け、昨今監査法人からのチェックも強化される事となった。東京証券取引所の総合取引参加者は自己資本規制比率を日本取引所グループのHPで公表している。 そのような状況下、更に情報をインターネ</p>	<p>内の株主に含まれるケースが多いため、当該株主に配慮してほしいという意見もあったことから、一定の場合には個人株主の氏名に代えて「個人」と記載できる特例措置を設けております。</p> <p>なお、今回、全ての会員等のディスクロージャー誌をインターネット公表するに際しては、ディスクロージャー誌の役割や本来の利用目的などについて周知してまいります。</p>

項番	意見・質問	考え方
	<p>ット上に公表する必要があるかという点に関しては疑問である。確かに情報公開という点で言えば、インターネット上に公表された方が利便性は高まる。しかし、それは「上場すれば情報開示が非上場よりすすむので上場すべきである。」という理屈と同じである。上場企業においてもそのレベルは様々である事からも分かるように、どの程度まで開示をすすめるか?に関しては企業が判断すべき事である。今回の規則制定に関しては、恐らく先日起きた「レセプト債」問題が大きく起因していると思われる。確かに大きな事件であることは間違いない。しかし、関係したのは一部の証券会社である。であるにもかかわらず、業界全体の問題として、全ての証券会社に対して何らかの規制を課すという事が最近良く見られる。「これぐらいはすべき。」、今回の様に「時代の流れであるのですべき。」という論法は非常に安易であり、加えて、反対意見を封ずるものであり、中小証券の経営を圧迫する流れを作り出す。インターネット開示については既に様々な会社が行っている。各証券会社の自主判断で良いと思われる。ちなみに当社も説明書類をHPに既に掲載している。しかし「我が社が行っているから、他社も行うのが当たり前である。」という意見を言う事は業界全体を考えて、無責任であると思ひ、今回の反論とさせて頂いた。日本証券業協会は証券会社の手によって運営されている団体である。よって中小証券の経営をサポートする立場もある。それ故今回の判断に関しては慎重に考えて頂く事をお願いしたい。</p>	
4	<p>【意見①】 投資者にとっては閲覧が容易になる一方で、投資者以外が閲覧することも容易にしている。これらの投資者以外が閲覧をし、個人株主の情報が漏洩することへの配慮が全くないと考えが、法令化されていない規則においてこれらが漏洩することによる被害はすべて協会が責任を負ってくださるという認識でよろしいか。</p> <p>【理由】 実際に、当社の個人株主の中に今回の協会の規則を話したところ、当社の顧客に対して金融商品取引法上のディスクロージャー資料を開示することは問題ないが、ホームページという広</p>	<p>ディスクロージャー誌は、金融商品取引法に基づき、金融商品取引業者の概況、組織、業務内容、経営内容、財務状況といったさまざまな情報を掲載したものであり、幅広く公開することによって企業の透明性を高め、投資者・消費者からの信頼を維持・向上することを目的としているものです。</p> <p>上位10位以内の株主の状況についても、同法に基づき、広く一般に公開されている（インターネットを利用した公表を含む）情報であるため、個人情報漏えいには当たらないと考えます。</p> <p>また、今回、全ての会員等のディスクロージャー誌をインターネット公表するに際しては、ディ</p>

項番	意見・質問	考え方
	<p>く誰もが閲覧され、何のチェックも働かないような場所へ掲載されるのは、個人情報保護の義務を怠っていると当社の個人株主から指摘があったため。</p> <p>【意見②】 二次的な問題として、特定詐欺のようなリスクが増大することは明らかだし、個人株主の高齢化に伴い、そういうリスクを減らすのが協会の取り組みのはずなのに協会の存在意義に反するのではないか？法令化されていないのだから義務はないはずで、同意のない状況で公表するというのであれば、法的措置も検討するといった個人株主の意見もあった。協会の特定詐欺に対する取り組みに反するという意見および個人株主から弊社が訴訟を受けた場合の費用の負担について協会の見解を教えてください。</p> <p>【理由】 実際に、当社の個人株主からそのような意見があったため。</p>	<p>スクロージャー誌の役割や本来の利用目的などについて周知してまいります。</p>
2. 第1条		
5	<p>【意見】 当該目的についてであれば、インターネットのような誰でも閲覧できる空間への掲載は個人株主を掲載する必要はないと考えるが、個人株主はすべて「個人株主」でよいのではないか。あえてインターネット上で個人株主を公表することによる投資者の保護に資すると考える理由を教えてください。</p> <p>【理由】 個人株主をあえてインターネット上で公表することと、投資者保護の関係が個人株主に説明出来ないため。</p>	<p>ディスクロージャー誌は、金融商品取引法に基づき、金融商品取引業者の概況、組織、業務内容、経営内容、財務状況といったさまざまな情報を掲載したものであり、幅広く公開することによって企業の透明性を高め、投資者・消費者からの信頼を維持・向上することを目的としているものです。</p> <p>また、上位10位以内の株主の状況についても、同法において本ディスクロージャー誌に記載することが義務付けられている事項であり、インターネット公表も、同法で定められている方法の1つであります。</p>
6	<p>会社経営に全く関与していない個人が上位10位以内の株主に含まれるケースが多い中小証券会社においては、「個人株主の氏名」の公表はするべきでない。</p> <p>インターネットでの公表は、本来の趣旨であるディスクロ誌の閲覧対象者（取引顧客）とは異なる一般大衆の目にさらされる事になり、個人株主のプライバシー（個人情報）を護る観点から大いに問題がある。その点はどうお考えかお聞かせいただきたい。</p> <p>また、目的のひとつに「投資家の判断の一助」とあるが、会社経営に全く関与していない「上位10位株主」の個人株主の存在が投資家の判断に重要な影響を及ぼすとは思えない。</p> <p>仮に、個人株主の氏名（属性）を知らないことで、投資家がどのような不利益を被るとお考えなのかお聞かせいただきたい。</p>	<p>しかしながら、地方の小規模証券会社においては、実質的に会社経営に関与していない者が上位10位以内の株主に含まれるケースが多いという実態に鑑み、一定の場合には個人株主の氏名に代えて「個人」と記載できる特例措置を設けております。</p> <p>なお、実質的に会社経営に関与していない者は会社毎に異なりますが、本来的には全て公表されるべき事項であることを踏まえると、記載変更には一定の基準を設けるべきとの考えのもと、会社の支配に大きな影響がないと考えられる個人株主、具体的には議決権割合が一定比率以下の個人株主に限り、記載変更が可能としております。</p>

項番	意見・質問	考え方
3. 第2条		
7	<p>【意見】 規則第2条第2項に第3号として、「投資者からの依頼に応じて説明書類を郵送又は電磁的に送付する方法」を追加して頂きたい。</p> <p>【理由】 対象顧客をプロ投資家に限り、将来的にも個人等の一般投資者を顧客化する予定のない業態の金融商品取引業者の場合、顧客数が極めて少数に限られている。</p> <p>従来より、金商法に則った店頭縦覧を行うほか、投資者からの要望がある場合には、当該要望に沿った情報開示を実施しており、これら従来からの方法でも投資者保護の観点から弊害はないと思料し、広く顧客である投資者以外にまで公表する意味に乏しいと考えている。</p> <p>このため、説明書類の店頭備え置きに加えて、投資者の請求があれば説明書類を郵送又は電磁的に送付する方法を採用することで、閲覧を希望する投資者が困難なく説明書類を閲覧でき、説明書類の公衆縦覧の目的を十分果たせると考える。</p>	<p>ディスクロージャー誌は、金融商品取引法に基づき、金融商品取引業者の概況、組織、業務内容、経営内容、財務状況といったさまざまな情報を掲載したものであり、幅広く公開することによって企業の透明性を高め、投資者・消費者からの信頼を維持・向上することを目的としているものです。</p> <p>また、ディスクロージャー誌は個人等の一般投資者に限らず、特定投資家を含め、常時・容易に閲覧できるよう、広く一般に公開することを求めているものであります。</p> <p>したがって、これまで以上にディスクロージャー誌の開示を促進する観点からは、一般に普及しているインターネットによる公表が適当であると考えます。</p>
8	<p>【意見】 規則(案)第2条の対象先について、プロ投資家のみを取引先とする金融商品取引業者は対象外として頂きたい。</p> <p>【理由】 本規則は、一般投資家（アマ）の保護に重点が置かれているものと思料する。</p> <p>一方、プロ投資家のみを取引先とする金融商品取引業者は、一般投資家を取引先としていないことから、本趣旨には該当しない職種であり、ディスクロージャー誌の公表義務化は馴染まないものと思料する。</p> <p>金融商品取引法において、プロ投資家については、金融商品取引業者との間の情報格差は極めて少ないとの前提で、広告規制や書面交付義務など多くの法の適用除外が設けられている。その趣旨に則ればプロ投資家のみを取引先とする金融商品取引業者のディスクロージャー誌の公表義務化も同様に適用除外されるべきと思料する。</p> <p>プロ投資家のみを取引先とする金融商品取引業者は、金商法に則った店頭縦覧を行うほか、投資者から要望がある場合には、要望に合わせた情報開示を行っており、投資者が日常的に金融商品取引業者の財務的な健全性等を知ることができるようにする趣旨を十分満たしているものと認識している。</p> <p>プロ投資家のみを取引先とする金融商品取引業者の取引先数は極めて少なく、業務内容も特</p>	

項番	意見・質問	考え方
	<p>殊である。一方、アマ投資家(一般投資家)を相手先とする金融商品取引業者は取引先数も格段に多く、これら業容の大きく異なる金融商品取引業者のディスクロージャー誌をインターネット上で同様に公表することが、アマ投資家の利益保護に資することはないものと考えている。</p>	
<p>3. 第2条及び第3条</p>		
<p>9</p>	<p>【意見】</p> <p>「業務及び財産の状況に関する説明書類」(以下、「説明書類」といいます。)のうち、項目Ⅲ「財産の状況に関する事項」中の「1. 経理の状況(関連する注記事項を含む)」に関する事項については、常勤役員数が10名以下である場合や個人投資者向け業務を行っていない等の事由に当てはまる会員においては、インターネット上での公開を省略することができる旨を第2条の但書きおよび/または第3条の中に追加することを要望する。</p> <p>なお、この場合、小規模証券会社において個人株主名を「個人」と記載する場合と同様の必要な措置を講じることとする。</p> <p>(平成29年3月15日付日本証券業協会会員通知(日証協(総)第209号)の参考資料の第3条に関わる備考に記載されている必要な措置の内容に同じ。)</p> <p>【理由】</p> <p>1. 金融商品取引業者等に関する内閣府令第174条の2では、「インターネットの利用その他の方法により公表」することと定めており、業務及び財産の状況に関する説明書類の公表方法はインターネットのみに限定されていない。他方、貴協会の今回の規則制定の趣旨説明から今回のインターネットによる説明書類の主たる開示先は個人投資者を想定していると理解できる。このことから、貴協会の規則において、個人投資者向け業務を行っていない会員にまで、説明書類のインターネットでの公表を一律に義務付ける正当な理由が存在しない。</p> <p>2. 以下の理由から、詳細な財務諸表を一律にインターネットで広く公表することは、投資者のみならず広く一般国民の間で混乱を引き起こす可能性がある。</p> <p>① 有価証券取引においては、会員(証券会社)は仲介者であり、投資者が当該会員の信用リスクを取るわけではない。投資者保護の観点では、分別保管ならびに投資者保護基金の制度により、すでに確保されている。</p> <p>② 財務諸表については、外部監査を受けてい</p>	<p>ディスクロージャー誌は、金融商品取引法に基づき、金融商品取引業者の概況、組織、業務内容、経営内容、財務状況といったさまざまな情報を掲載したものであり、幅広く公開することによって企業の透明性を高め、投資者・消費者からの信頼を維持・向上することを目的としているものです。</p> <p>現在でも上記法令に基づき、全ての営業所もしくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供するか、インターネットの利用により公表するかが求められているものです。</p> <p>証券会社の経理の状況は、会社の実態を把握するうえで重要な情報であり、省略することは、適当ではないと考えます。</p> <p>理由①から④については、今回、全ての会員等のディスクロージャー誌をインターネット公表するに際しては、ディスクロージャー誌の役割や本来の利用目的などについて周知してまいります。</p>

項番	意見・質問	考え方
	<p>る会員と外部監査を受けていない会員とが混在しており、経理処理基準が必ずしも一律とは言えない。</p> <p>③ 外部監査を受けている場合において、説明書類に監査意見書を添付することまでは求められておらず、また、外部監査法人との監査契約上、監査意見書を公表することが認められていない場合がある。</p> <p>④ 上記②と③を考慮すると、会員の財務の状況についてミス・リーディングを惹起するなどのリスクがあり、このリスクについての対応がなされていない中での全会員一律でのインターネットによる詳細な財務諸表の開示には問題点が多い。</p> <p>⑤ 小規模証券会社（例えば、常勤役員数 10 名以下の会員など）では、損益計算書中の人件費の項目を見ることにより、役職員の報酬状況を容易に類推することが可能になるなど、詳細な財務諸表を広く公表することにつながるインターネットでの公表には、個人情報保護の観点からも問題がある（現に、小規模証券会社においては個人株主名を「個人」と記載することを認める例外規定を設けている）。</p>	
3. 第3条		
10	<p>当条案における、会員等の記載事項の変更に おける除外対象について、例えば、大会社の定義については、公認会計士法等がある中、「会社法上の大会社」を除外対象とした制定趣旨を開示願いたい。</p>	<p>上位 10 位以内の株主の状況については、ディスクロージャー誌の法定記載事項であることから、本来的には公表すべき事項であるところ、地方の小規模証券会社においては、実質的に会社経営に関与していない者が上位 10 位以内の株主に含まれるケースが多いという実態に鑑み、特例措置として、記載事項の変更ができることとしたものです。</p>
11	<p>【意見】 規則案 3 条中、「会社法第 2 条第 6 号に定める大会社」を「金融商品取引法第 24 条第 1 項各号に掲げる有価証券の発行者」とすべきである。</p> <p>【理由】 一般に非上場会社等の株主については、自らの氏名や特定の会社に対する株式の保有関係が、インターネットという広く、いつでも誰でもアクセスすることができ、転載等も容易な方法で公表されることは想定していないものと考えられる。これらが公表されることにより、当該株主の社会生活上の地位や安全に悪影響が及ぶ可能性もある。これは会社法上の大会社であっても変わらない。したがって、個人情報保護や個人株主の利益保護の観点から、大会社ではなく、有価証券報告書提出会社以外の会員等について、3 条の例外規定を適用することとすべきである。</p>	<p>当該特例措置は小規模証券会社の特性に応じた対応であることから、会社の規模を計る基準として、「会社法上の大会社」を用いたものです。</p>
12	<p>○ 第 3 条の個人株主の公表の方法について 【意見】 個人株主すべてを個人株主と記載できない理</p>	<p>記載事項の変更は、地方の小規模証券会社においては、実質的に会社経営に関与していない者が上位 10 位以内の株主に含まれるケースが多いと</p>

項番	意見・質問	考え方
	<p>由について、協会の見解では商業登記の申請に際して「株主リスト」の提出義務を掲げていたが、法務省によれば、「株主リストは法務省内部において使用し、公表するような代物ではない。」ということであった。この株主リストの提出義務を個人株主の公表義務の理由として考えるには無理があると思うが、協会の見解を教えてください。</p> <p>【理由】 法務省の見解や、株主リスト提出義務の法の目的とはかけ離れていると思われるため。</p>	<p>いう実態に鑑み、特例措置として設けたものです。</p> <p>実質的に会社経営に関与していない者は会社毎で異なりますが、本来的には全て公表されるべき事項であることを踏まえると、記載変更には一定の基準を設けるべきとの考えのもと、会社の支配に大きな影響がないと考えられる個人株主、具体的には議決権割合が一定比率以下の個人株主に限り、記載変更が可能としております。</p> <p>一定比率の基準として、商業登記の申請の際の株主リストの提出基準と同じ基準にした理由は、平成28年10月1日より、法人の透明性を確保する等の目的から、商業登記の申請に際して株主リストの提出義務が新たに課されており、当該目的はディスクロージャー誌の目的にも通じるところがあることから、「会社の支配に大きな影響がないと考える基準」として適当ではないかと考えたためです。</p> <p>なお、株主リストは、利害関係を有する者は閲覧が可能である旨が商業登記規則等の改正に関するパブリックコメントにおいて明示されており、法務省内部だけで使用する完全非公表の情報ではないことを念のため申し添えます。</p>
4. その他		
13	<p>インターネットでの情報開示の重要性等について、各社の規模特性、オペレーショナルリスク管理等上、事務ミス等の完全な排除は不能と考えるが、修正後の公表を要する程度・軽重、期限等については、関係規定が制定されていないが、各社の自己判断ということになるのかコメントを御願いたい。</p>	<p>ディスクロージャー誌は金融商品取引法で作成・公開が義務付けられているものですので、その内容に訂正があった場合は、同法に沿って各社で適切な対応をとっているものと理解しております。現在でもインターネット公表を行っている会社も多く存在しますので、今回の規則により対応が変わるものではないと考えます。</p>

以 上